

# 城陽市暴力追放推進協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、城陽市暴力追放推進協議会(以下「本会」という。)と称し、事務局を城陽市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、城陽市における暴力犯罪を一掃するため、民警一体の暴力排除活動を推進するとともに、暴力排除に対する地域住民の自発的な協力援助を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団及び常習として暴力をふるうものの動静について監視の強化並びに行政、警察及び関係団体等との情報交換
- (2) 暴力排除に関する啓発活動
- (3) 警察が行う暴力排除活動に対しての協力援助活動
- (4) 関係諸官庁等との協力体制づくり
- (5) 公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとの協力活動
- (6) 会員の研修活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 城陽市において本会の目的に賛同し、その事業を達成するために協力援助のできる企業及び団体等の代表者等を会員とする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望するものは、入会申込書(別記様式第1号)を会長に提出する。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員を選出)

第7条 会長は、城陽市長とする。

2 副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

3 再選は、妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

3 理事は、会長、副会長を補佐し会務を処理する。

4 監事は、本会の経理を監査する。

(任期)

第9条 役員の仕事は2年とする。

2 補欠又は増員により選出された役員の仕事は、前任者又は他の役員の仕事の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会の仕事を進めるために顧問を置くことができる。

(幹事)

第11条 役員を補佐し、事務仕事の円滑な処理を行うため幹事を置くことができる。

2 幹事は、会員の団体等の構成員の中から選任する。

3 事務局は、必要に応じ幹事会を招集することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、臨時会、役員会とする。

2 総会は本会の最高決議機関とし、毎年1回定期的に開催する。

3 臨時会及び役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(総会議決事項)

第13条 総会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(4) 決算に関する事項

(5) 会則の改正等に関する事項

(6) その他重要な事項

(議決)

第14条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状による委任も出席者とする。

2 総会並びに役員会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第15条 本会は、暴力排除に監視が必要な場合、部会を置くことができる。

(運営費)

第16条 本会の運営費については、会費等をもって充てる。

(会計年度等)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。ただし、設立年度については、この限りでない。

(守秘義務)

第18条 会員は、本会の活動を通じて知り得た秘密事項については、これを会員以外のものに漏らしてはならない。

(その他)

第19条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成4年11月13日より実施する。

附 則

この会則は、平成16年10月18日より実施する。

附 則

この会則は、令和元年(2019年)8月27日より施行する。